役職員報酬規定

(目的)

第1条 この規程は、新潟県フードバンク連絡協議会(以下「当会」という。)の役職員の報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 当会は、常勤及び非常勤にかかわらず、不労の役職員報酬は一切支給しない。ただし、労働の対価として職務に応じた時給換算報酬、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施及び適用等に関し必要な事項は、三役会が別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 職務対価時給

(1)業務統括責任者	2,000 円/時間
(2)業務事務責任者	2,000 円/時間
(3)業務部門責任者	2,000 円/時間
(4) 事務員、その他有償ボランティア	1,000 円/時間

3 旅費

(1)車両燃料費	35 円/km
(2)高速代及び駐車場代	実費
(3)公共交通機関	実費
(4) 宿泊費	実費